

最高裁秘書第4227号

令和元年8月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月27日付け（同月28日受付、最高裁秘書第2952号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（平成31年4月1日現在）（片面で14枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成31年度

裁判官の配置、裁判事務の分配、
代理順序及び開廷日割

(平成31年4月1日現在)

佐賀家庭裁判所

目 次

| | | |
|----|-----------|----|
| 第1 | 本 序 | 1 |
| 第2 | 武 雄 支 部 | 6 |
| 第3 | 唐 津 支 部 | 8 |
| 第4 | 鹿 島 出 張 所 | 11 |
| 第5 | 全 序 | 12 |

第1 本庁

1 裁判官の配置

| | |
|------------|-------|
| 判事（所長） | 岩木 宰 |
| 判事 | 桂木 正樹 |
| 判事（兼務） | 今泉 裕登 |
| 判事（兼務） | 達野 ゆき |
| 判事（兼務） | 杉原 崇夫 |
| 判事（兼務） | 田辺 晓志 |
| 判事（兼務） | 岩田 瑞子 |
| 判事補（職特・兼務） | 久保 雅志 |
| 判事補（兼務） | 野口 宏明 |

2 事務分配

(1) 家事審判事件

ア 合議事件

| | | |
|-----|----|-------|
| 裁判長 | 判事 | 桂木 正樹 |
| | 判事 | 田辺 晓志 |
| | 判事 | 岩田 瑞子 |

イ 単独事件

(ア) 家事事件手続法別表第1に掲げる事件（以下「別表第1事件」という。）

- ① 成年後見等、未成年後見に関する事件のうち監督事件（別表第1の14の項の事項、同34の項の事項、同53の項の事項、同81の項の事項）及びその付隨事件（報酬付与申立事件、後見人等解任事件（職権立件）等）

| | | |
|------|---------|-------|
| 2分の1 | 判事 | 桂木 正樹 |
| 2分の1 | 判事補（職特） | 久保 雅志 |

- ② 同別表第1の60の項の事項、同84の項の事項、同95の項の事項

及び同 130 の項の事項に係る事件

2分の1 判 事 桂木正樹

2分の1 判 事 杉原崇夫

(3) ①及び②を除く事件

判 事 桂木正樹

(イ) 家事事件手続法別表第2に掲げる事件（以下「別表第2事件」という。）

判 事 桂木正樹

ただし、係属中の家事調停事件が家事事件手続法第272条第4項により審判事件に移行した場合の審判事件は、判事桂木正樹が担当した調停事件から移行した審判事件は判事桂木正樹に、判事岩木宰が担当した調停事件から移行した審判事件のうち、遺産分割事件については判事桂木正樹に配布し、それ以外の事件については判事岩木宰に配布する。

(2) 家事調停事件

2分の1 判 事 岩木宰

2分の1 判 事 桂木正樹

ただし、家事事件手続法第272条第4項による審判事件が同法第274条第1項により調停に付された場合の調停事件については、判事岩木宰が調停に付した調停事件は判事岩木宰に、それ以外の調停事件は判事桂木正樹に全部配布する。

(3) 人事訴訟事件、通常訴訟事件

ア 合議事件

裁判長 判 事 桂木正樹

判 事 田辺暁志

判 事 岩田瑠子

イ 単独事件

2分の1 判 事 杉原崇夫

2分の1 判事 岩田 瑶子

(4) 民事再審事件、保全命令事件

判事 桂木 正樹

(5) 共助事件

2分の1 判事 岩木 宰

2分の1 判事 桂木 正樹

(6) 雜事件

ア 審判前の保全処分に関する事件

判事 桂木 正樹

イ アを除く事件

2分の1 判事 岩木 宰

2分の1 判事 桂木 正樹

ただし、本案事件に付隨する事件で、本案事件が係属中の場合は、本案担当裁判官に配布する。

(7) 少年保護事件

ア 合議事件

裁判長 判事 今泉 裕登

判事 桂木 正樹

判事補 野口 宏明

イ 単独事件

① 身柄事件（観護措置を含む。）

2分の1 判事 桂木 正樹

2分の1 判事 今泉 裕登

② 在宅事件

2分の1 判事 桂木 正樹

2分の1 判事

今泉裕登

ただし、交通事故（道路交通法違反事件、自動車運転過失事件、業務上過失事件、自動車損害賠償保障法違反事件及び道路運送車両法違反事件をいう。）の集団処理に関する事務は、判事桂木正樹に全部配布する。

(8) 準少年保護事件

判事

桂木正樹

(9) 少年法20条送致事件

2分の1 判事

桂木正樹

2分の1 判事

今泉裕登

ただし、合議相当事件については、判事桂木正樹に配布する。

(10) 観護令状関係事件

（観護令状の発付のほか、被疑者国選弁護人選任・解任関係事件を含む。）

2分の1 判事

桂木正樹

2分の1 判事

今泉裕登

ただし、勤務時間外の事件は、別に定めるところにより本庁の裁判官全員に配布する。

(11) 観護措置異議事件

裁判長 判事

桂木正樹

又は

判事

今泉裕登

判事

杉原崇夫

判事補

野口宏明

(12) 準抗告事件

裁判長 判事

桂木正樹

又は

判事

今泉裕登

判事

杉原崇夫

判事補

野 口 宏 明

(13) その他の合議事件

その都度、佐賀家庭裁判所所属の裁判官の協議で構成員を定める。

3 代理順序

- (1) 所長に差し支えがあるときは、司法行政に関する所長の事務は、判事桂木正樹が代理する。判事桂木正樹に差し支えがあるときは、所長が指名する判事が代理する。
- (2) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する佐賀家庭裁判所所属の裁判官が代理する。ただし、2の(11)の観護措置異議事件及び同(12)の準抗告事件については、別に定めるところによる。

4 開廷日割

家事審判事件 月、火、水、木、金曜日

家事調停事件 月、火、木、金曜日

人事訴訟事件 月、水、木曜日

通常訴訟事件 月、水曜日

少年審判事件 月、火、水、木、金曜日

第2 武雄支部

1 裁判官の配置

判 事 (支部長)

池 田 聰 介

判 事

岩 田 真 吾

2 事務分配

(1) 家事審判事件

ア 別表第1事件

2分の1

判 事

池 田 聰 介

2分の1

判 事

岩 田 真 吾

ただし、鹿島出張所から回付を受けた別表第1事件は、当該事件を担当した裁判官が引き続き担当する。

イ 別表第2事件

判 事

池 田 聰 介

ただし、家事事件手続法第272条第4項により家事調停から家事審判に移行した事件及びその関連事件は、当該家事調停を担当した裁判官が引き続き担当し、鹿島出張所から回付を受けた別表第2事件は、当該事件を担当した裁判官が引き続き担当する。

(2) 家事調停事件

3分の2

判 事

池 田 聰 介

3分の1

判 事

岩 田 真 吾

ただし、家事事件手続法第274条第1項により家事審判事件が調停に付された事件及びその関連事件は、当該家事審判事件を担当した裁判官が引き続き担当し、鹿島出張所から回付を受けた調停事件は、当該事件を担当した裁判官が引き続き担当する。

(3) 人事訴訟事件、通常訴訟事件、民事再審事件、保全命令事件、共助事件及び雑事件

判 事

池 田 聰 介

ただし、鹿島出張所から回付を受けた共助事件及び雑事件は、当該事件を担当した裁判官が引き続き担当する。

3 代理順序

- (1) 支部長に差し支えがあるときは、司法行政に関する支部長の事務は、判事岩田真吾が代理する。
- (2) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する佐賀家庭裁判所所属の裁判官が代理する。

4 開廷日割

家事審判、家事調停事件 火、水、木曜日

人事訴訟、通常訴訟事件 月、木曜日

第3 唐津支部

1 裁判官の配置

判 事 (支部長)

和 田 将 紀

判事補 (職特)

前 川 悠

2 事務分配

(1) 家事審判事件

ア 別表第1事件

(ア) 児童福祉法第28条及び親権喪失、親権停止又は管理権喪失及び親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し及び親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可の各事件

2分の1

判 事

和 田 将 紀

2分の1

判事補 (職特)

前 川 悠

(イ) (ア)を除く事件

4分の3

判 事

和 田 将 紀

4分の1

判事補 (職特)

前 川 悠

イ 別表第2事件

2分の1

判 事

和 田 将 紀

2分の1

判事補 (職特)

前 川 悠

ただし、家事事件手続法第272条第4項により家事調停から家事審判に移行した事件及びその関連事件は、当該家事調停を担当した裁判官が引き続き担当する。

(2) 家事調停事件

2分の1

判 事

和 田 将 紀

2分の1

判事補 (職特)

前 川 悠

ただし、家事事件手続法第274条第1項により家事審判事件が調停に付された事件及びその関連事件は、当該家事審判を担当した裁判官が引き続き担当

する。

(3) 人事訴訟事件、通常訴訟事件、民事再審事件及び保全命令事件

ア 人事訴訟事件

2分の1 判事 和田 将紀

2分の1 判事補（職特） 前川 悠

イ アを除く事件

判事補（職特） 前川 悠

(4) 共助事件及び雑事件

4分の3 判事 和田 将紀

4分の1 判事補（職特） 前川 悠

(5) 少年保護事件

ア 交通事件（身柄事件を除く。）

判事補（職特） 前川 悠

イ アを除く事件

4分の1 判事 和田 将紀

4分の3 判事補（職特） 前川 悠

(6) 準少年保護事件

判事補（職特） 前川 悠

3 代理順序

(1) 支部長に差し支えがあるときは、司法行政に関する支部長の事務は、判事補（職特）前川悠が代理する。

(2) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する佐賀家庭裁判所所属の裁判官が代理する。

4 開廷日割

家事審判、家事調停事件 水、金曜日

人事訴訟、通常訴訟事件 火、木曜日

少年審判事件

水，金曜日

第4 鹿島出張所

1 裁判官の配置

判 事

岩 田 真 吾

2 事務分配

家事審判事件、家事調停事件、共助事件及び雑事件

判 事

岩 田 真 吾

3 代理順序

- (1) 司法行政事務は、判事岩田真吾が掌理する。
- (2) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する佐賀家庭裁判所所属の裁判官が代理する。

4 開廷日割

家事審判、家事調停事件

木曜日

第5 全 庁

佐賀家庭裁判所（本庁を含む。）における司法行政事務に関する代理順序
所長に差し支えがあるときは、判事桂木正樹が代理し、なお差し支えがあるときは、あらかじめ所長の指名する裁判官が代理する。